

## 教育警察委員会の概要（教育）

|  |  |         |                      |
|--|--|---------|----------------------|
| 開催年月日  | 平成29年12月11日  | 開会、閉会時間 | 10時41分から<br>11時58分まで |
| 委員の出欠  | 出席：加藤委員長、伊藤（秀）副委員長<br>藤墳委員、野島委員、脇坂委員、太田委員、山田（実）委員、澄川委員<br>欠席：なし  |         |                      |
| (付託案件の可否)  |  |         |                      |
| (予 算) 議第93号  | 平成29年度岐阜県一般会計補正予算のうち歳出予算補正中教育警察委員会関係、繰越明許費補正中教育警察委員会関係及び債務負担行為補正中教育警察委員会関係 (可決)  |         |                      |
| (条例その他) 議第95号  | 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について (可決)   |         |                      |
|  | 議第101号 岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について (可決)   |         |                      |
| (請 願) 請願第39号   | 35人学級の前進、保護者負担の軽減、教育条件の改善を求める請願 (不採択)  |         |                      |
| (質疑の内容)  |  |         |                      |
| 発言者  | 発言内容 ( ) 書きは答弁要旨   |         |                      |
| 【予算】議第93号 平成29年度岐阜県一般会計補正予算のうち歳出予算補正中教育警察委員会関係、繰越明許費補正中教育警察委員会関係及び債務負担行為補正中教育警察委員会関係 |  |         |                      |
| 藤 墳 委 員  | 学校建設費の校舎等改修費で、高等学校費が6千万円減額となる一方で、特別支援学校費が6千万円増額となっているが、具体的な内容は。  |         |                      |
| 教育財務課長   | <p>今年5月に環境省から、アスベストを含有する外壁を改修する場合は適切にアスベストを処理するよう通知があった。このため、工事着工前にアスベスト調査を実施した結果、外壁にアスベストを含有する特別支援学校があったことから、外壁改修に先立ってアスベスト除去工事を実施することとしたため、増額となった。</p> <p>なお、岐南工業高校、関有知高校、加茂農林高校の工事を翌年度に実施することとし、その予算を関特別支援学校等のアスベスト除去工事に充てることで、高等学校費で6千万円の減額となり、特別支援学校費の6千万円増額となった。</p> |         |                      |
| 野 島 委 員  | アスベスト調査は、すべての学校について実施したのか。   |         |                      |
| 教育財務課長   | 今年度工事及び来年度工事するもの並びに実施設計をするものについて実施した。今後は、工事を実施する施設は事前に調査する予定である。   |         |                      |
| 野 島 委 員  | 来年度も今年度のような補正があるのか。  |         |                      |
| 教育財務課長   | アスベストの有無を踏まえて予算要求するため、基本的にはないと考えている。   |         |                      |
| 【条例その他】議第95号 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について                               |  |         |                      |

|   |   |
|---|---|
| 藤 埴 委 員   | 部活動手当は正規の教員も講師も両方ともに適用されるのか。  |
| 教 職 員 課 長   | 部活動の顧問であれば、両方とも適用される。   |
| 脇 坂 委 員   | 議案説明会で野村議員が4時間以上でなければ3,600円は支給されないなら、1時間、2時間、3時間と細かく区分し、手当を検討することが望ましいと発言していた内容について再度説明してほしい。   |
| 教 職 員 課 長   | 土日休日の部活動指導に対して、本改正後の金額で国基準は4時間3,600円のみであるが、県独自で2時間1,800円を支給する。野村議員の発言の1時間については、土日休日の部活動指導で1時間のみはあまり想定していないこと、3時間については、すでに県単独で2時間の区分で支給していることを踏まえ、本改正内容を考えている。                               |
| 【条例その他】 議第101号 岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について |   |
| 野 島 委 員   | 高等特別支援学校の開校は2校目だが、3校目以降の計画は。  |
| 特別支援教育課長  | 3月に策定した「新子どもかがやきプラン」において、高等特別支援学校の機能を各地域に広げていくことを謳っている。このプランに基づいたアクションプランでは、さらに可茂地域において進めていくことを謳っているので、今後も高等特別支援学校機能を広げていきたいと考えている。   |
| 藤 埴 委 員   | 地形的に見て、隣接する大垣特別支援学校とは独立させるのか。   |
| 特別支援教育課長  | 独立した学校として開校していく。  |
| 藤 埴 委 員   | その場合、入り口はどうなるのか。  |
| 特別支援教育課長  | 現在も離れたところに北校舎用の正門と玄関があるため、それを活用する。  |
| 加 藤 委 員 長   | 2校目ということだが、1校目の岐阜清流高等特別支援学校と同じような設備、コンセプトと認識しておけばよいか。   |
| 特別支援教育課長  | 専門的で職業的な能力をつけるということで、岐阜清流高等特別支援学校で目指す、物作りの実習、サービスの実習を加味して、子どもたちに力をつけていきたい。  |
| 加 藤 委 員 長   | 岐阜清流高等特別支援学校は、自立を目指して、一人暮らしをする設備がある。大垣の学校もそのような設備が整備されていくのか。  |
| 特別支援教育課長  | 岐阜清流高等特別支援学校は、最初から宿泊を伴うような施設を整備した。規模も大きく、センター的な役割ということで、岐阜清流高等特別支援学校のみならず、周りの学校も利用できることを想定している。西濃高等特別支援学校が、その施設を使うこともある。一方で、大垣特別支援学校は寄宿舎、いわゆる宿泊施設を備えている。長期的には、そこのかかわりの中で、どう利用していくか検討していきたい。 |
| 山田(実)委員   | このような学校に通えない子どもの職業教育は、特別支援学校でなされているのか。  |
| 特別支援教育課長  | 今現在、各地域にある知的障がい特別支援学校の高等部においては、作業学習で作業的な能力を身に付け、地域の中で就労できるような形で支援を進めている。高等特別支援学校においては、更にしっかりやりたいと考えている。   |
| 【請願】 請願第39号 35人学級の前進、保護者負担の軽減、教育条件の改善を求める請願       |   |

|  |  |
|--|--|
| 野島委員   | 本請願にある「すべての子どもたちにゆきとどいた教育」を実践するには大変重要と考えるが、国・県ともに教育の各種施策を積極的に展開しているところである。現在の限られた財政状況の中、制度の新設や拡充のみを望むことは難しいと考える。また、国の動向を見極める必要もあり、本請願は不採択すべきものとする。   |
| 藤墳委員   | 少人数学級を増やすとあるが、小規模校から来た子どもは萎縮してしまう。子どもの将来を考えた時、多方面から検討しないとイケないと思うが、教育長はどう思われるか。   |
| 教育長  | 個人としての意見であるが、人間形成の基礎は小さい時にあり、高等教育よりも義務教育に力を入れてもらいたいと思っている。   |
| 藤墳委員   | 小中学校の先生が給食費の徴収に苦勞している。先生が残業までして給食費を徴収していることについて、どう思うか。   |
| 教育長  | 先生は他にもっとやることもあるが、そのような現状については認識している。小学校の先生は、全教科を教えており、アレルギーを持つ子どもへの対応もある。休みもなく仕事をされている小中学校の先生には、もう少し手厚いサポートが必要と思っている。  |
| 藤墳委員   | 各学校の現場で様々な問題があると思うが、しっかりと洗い出す必要がある。問題化して解決する必要があるものは、一つずつ解決していかなければ現場の先生は大変である。  |
| 教育長  | 言われるとおりである。教員採用試験の倍率が上がってこないのも、先生の勤務環境がよくないところにあると思う。現場の問題を洗い出して解決に努めていきたい。  |
| 太田委員   | すべての子どもたちに豊かな教育をという思いはわかるが、現在でもかなり力を入れている中で、特別支援教育の充実については、理解できないところもあり、この請願については賛成しかねる。   |
| <b>【陳情】</b> 受付番号13番 岐阜県市長会議において議決した要望について<br>受理番号15番 平成30年度岐阜県の農政施策及び予算編成について<br>受理番号16番 木材の利用推進に関する要望書<br>受理番号18番 教育に関する陳情について<br>受理番号24番 平成30年度教育振興費等の充実について |  |
| 藤墳委員   | 特別支援学校について、大垣特別支援学校を視察したが、福祉施設のような対応をしなくてはいけない子供を預かっている。これが本当に望ましい姿なのかと疑問に思った。   |
| 特別支援教育課長   | 特別支援教育の考え方として、個に応じた指導ということをやっている。重度の障がいのある子供については、マンツーマンのような支援をしている状況もあると考えている。一方、軽度の知的障がいのある子供については、集団の中で人間関係などの力をつけていくこともあるため、集団の中で学ぶ環境も必要である。個別の教育支援計画等を作成しながら、どのやり方が一番適切なのか考えながらやるのが大切であると考えている。 |
| 藤墳委員   | 重度の障がいのある子供が通常の学校で学ぶ場合も、本当にいいのかと疑問に思った。福祉との棲み分けはされているのか。   |
| 特別支援教育課長   | 教育の立場でできる支援をしており、なにがふさわしいのか市町村教育委員会や学校が中心となって、保護者の意見も尊重しながら決めている。一方、小学校から中学校に進学する中で、小学校までは地元の学校にという家族の思いもあるが、中学校に上がっていくと、ほかの子供と比べてどうなのが見えてくる部分もあり、中学校の段階で、なにがその子供にとって一番相応しいのかについても、その都度検討している。       |
| 山田(実)委員  | 加配教員の増員について、加配の配置に係る基準はあるのか。また、学業支援員派遣制  |

|                         |   |
|-------------------------|---|
|                         | 度は全国的にもあるのか。  |
| 教職員課長                   | 加配については国と県でやりとりしながら決めている。各学校の状況や市町村の状況を踏まえ、限られた数を総合的に勘案して配当している。学業支援員派遣制度については、市町村で措置しており、県としては必要な場合にサポートしていきたいと考えている。  |
| 野島委員                    | 市長会からの陳情もあるが、これ以外にも来年度の予算編成に向けて関係機関や団体から相当の措置要求があると思う。何とか予算を確保していただき、本県の教育に貢献してほしい。   |
| 伊藤(秀)副委員長               | 花育について、どのように行われているか。  |
| 学校支援課長                  | 各学校の実態に応じて、総合的な学習の時間等で地元の有名な花や木材などに親しむ教育が行われている。  |
| 藤埴委員                    | 従来取り組まれていた田植えやコメ作り等の活動は行われているか。   |
| 学校支援課長                  | 地域の実態に応じて行われている。地域の協力を得る必要があるので、その中で何を題材にしたらよいかを考えながら行われている。  |
| 野島委員                    | 花育には華道も含まれるのか。  |
| 学校支援課長                  | 一般的に華道を取り上げた学習は、伝統文化に関する教育として行われている。花育は、伝統文化に関する教育というよりも、花を育てることを通して、豊かな情操教育に資するために行われている教育であると承知している。  |
| 野島委員                    | 国の法律に基づき、県において制定された岐阜県花きの振興に関する条例は、学校での花育とも関わりがあると思っている。児童生徒が昔は学校に花を持って行き花を飾ることが行われてきたが、今は学校でも、職場でもあまり行われていないのではないか。そのような心が大切である。   |
| 加藤委員長                   | 小学校の頃、学校に花を持って行った記憶がある。   |
| 藤埴委員                    | 私は、花き条例は、教育とはあまり関係がないように思う。   |
| 【その他】インフルエンザに罹患した受験生の追試 |   |
| 澄川委員                    | 全国的に取り上げられているが、インフルエンザ罹患者に対する公立高等学校入試の別日程の実施状況について伺いたい。そのきっかけはインフルエンザで力を発揮できなかった受験生の自殺の問題がある。今年度の入試では9都道府県、来年度の入試では29都道府県がその対応をすると聞いている。岐阜県としては、どのように考えているか。  |
| 学校支援課長                  | 文部科学省から昨年10月に、インフルエンザ罹患者等に対して、その受検機会を十分に確保することについて、特段の配慮をするよう通知があった。本県としては、平成29年度は対応できないが、平成30年度以降に対応する方向で検討中である。しかし、現状の入試制度では課題が多い。その課題をどのように解決していくか検討していく必要がある。具体的な課題として、1点目が入試の日程である。岐阜県の場合、平成23年に諮問会が開かれ、その答申に基づいて現行の入試制度が作られている。現行の入試制度では、3月に全てを対応するという制度設計がなされているが、他県の場合には、一次、二次という形で、2回受検機会が確保されており、その多くは2月から入試が始まっている。この入試日程の部分が本県の大きな課題となっている。仮に追検査を本県で実施する場合、年度内に入試日程が収まらないと考えられる。また、学校行事や学校の授業日数に大きな |

|   |  |
|---|--|
|   | 影響を及ぼすと考えられるため、関係者と十分に協議していく必要がある。2点目については、受検の公平性の観点という大きな課題がある。大学入試センター試験においても追試験が実施されているが、一般的に追試験が本試験より難易度が高いという制度設定がなされており、安易に追試験に流れない仕組みがある。このため、作問の検討など研究が必要であると考え。先ほど、委員から近隣県の状況をお伺いしたが、愛知県では追検査をむしろやめるとい議論もあると伺っている。公平性の観点において、他県も揺れている状況であると聞いているが、全ての受検生に対して、十分な受検機会を確保することは重要であるため、本県としては、追検査を実施したいという思いを持ちながらも、どのように課題を解決するかというところの検討をしているところである。 |
| 澄川委員                                      | 課題があるのは分かったが、既に追検査を実施している都道府県もある。都道府県によって格差があるというのは岐阜県民の皆様に申し訳ないので、是非、研究して、前向きに検討をすすめていただきたい。  |
| 【その他】郡上特別支援学校講師自死事案について第三者調査を行った経緯とスケジュール |  |
| 太田委員                                      | そもそも対応が遅いことは、本会議でも指摘している。この問題は働き方だけではなく、教育行政の在り方も問題ではないかと考える。前回の常任委員会でも、情報公開について複数の書類があった問題は指摘したが、同じような話がある。ご遺族が個人情報開示請求をされても開示がなかった文書だが、知事部局に開示請求をしたら教育長から知事宛ての公務災害認定の報告文書があった。知事に報告した文書はないのかということ、ご遺族と教育長との面談でも質問したものである。このような重要な文書が、教育委員会に対する開示請求ではなく、知事に対する開示請求で出てきたことをどう考えているか。   |
| 内木教育次長                                    | 個人情報の開示請求に係る事案であり、委員からの質問には誠実に回答すべきと考えるが、開示請求をされた個人の方に関する情報であるということから、回答は困難な面がある。また、この事案には様々な問題点があると感じており、関係書類などの全てについて第三者である弁護士に提供し、法律の専門家として客観的で緻密な調査をしていただいている。教育委員会としても、調査が円滑に進められるよう、最大限、力を尽くしている状況である。現在、調査の途中であることから、個別具体の質問への回答は難しいということをご理解いただきたい。  |
| 太田委員                                      | これまでもこのような問題があったなら、教育委員会の組織体質の問題である。また、今回だけのことなら、意図的な隠ぺいである。議会からこのような問題提起があったことを第三者調査の中で十分踏まえていただきたい。  |
| 内木教育次長                                    | 委員ご指摘の点も含め、現在進めている弁護士の調査の中で客観的に検証したいと考えている。  |
| 加藤委員長                                     | 議会としてというより、太田委員からしてだが、第三者委員会の報告は年内を目途にとのことなので、その報告をお願いします。   |
| 【その他】学校閉庁日における年休取得                        |  |
| 太田委員                                      | 学校閉庁日における年休取得についての関係文書を入手したが、小学校に閉庁日を設けることは、条例や規則などに照らして可能なのか。   |
| 教職員課長                                     | 今回の学校休業日の設定については、働き方改革の一環として各市町村で判断して行っている。教職員が気兼ねなく休暇を取得できるような環境を設定したものであり、条例や規則によるものではない。  |
| 太田委員                                      | 私が入手した文書は可茂教育事務所が作成した文書で、年休の取得についても触れられ  |

|       |  |
|-------|--|
|       | <p>ている。私は、年休は労基法上の労働者の固有の権利という認識を持っている。そのため、学校休業日は労働組合とも協議、合意のうえで設定するものであると思うが、どう考えているか。</p>   |
| 教職員課長 | <p>年休は個人の判断で取得するのが大前提であり、学校の閉庁に伴い全員に年休の取得を強制するものではない。本人の仕事の都合で出勤する場合もある。服務に係る通知文書に誤解が生じているならば改善しないといけないが、閉庁日に休む場合は、年休又は特休を取得することになる。</p>   |
| 太田委員  | <p>強制するものではないという文言はなく、教職員の服務上は年休、夏期休暇を取得することであるかのように理解されかねない。こうしたことを教育事務所が市町村教育委員会に出していたのか。また、県教育委員会が承知していたのか。</p>   |
| 教職員課長 | <p>当時、ある市町村教育委員会から、学校閉庁日を設定するにあたって服務はどのような扱いになるかという問合せが県教育委員会や教育事務所にあった。その場合、もし休むのであれば年休もしくは特休になると回答している。通知に「休まれる場合は」という前提が抜けて、市町村教育委員会や現場の先生方が休まなければならないと理解されたのであれば説明不足である。誤解があれば丁寧に説明をさせていただく。</p> |
| 太田委員  | <p>既に、年休や夏季休暇を取っている場合はどうなるかと思うし、丁寧にやっていただかないといけない。授業がある場合でも、いろんな工夫をしながら年休を取れるような環境にしていけないといけない。</p>  |
| 教職員課長 | <p>学校閉庁日については、長期休業中ということにスポットを当てているが、ご指摘のとおり長期休業中のみならず、年間を通して年休を取得しやすい環境を整備することは働き方改革の一環で大切なことであると思う。学校閉庁日の取扱いについては、学校長が先生方にきちんと説明する必要があるし、市町村教育委員会や県教育委員会も学校長に丁寧に説明していく必要がある。</p>                   |
| 太田委員  | <p>小中学校事務職員の組合のアンケートによると、時間外勤務について、実績どおりの申請が出しにくい雰囲気があると教育長も答弁されたが、雰囲気とは具体的にどういうことか。</p>   |
| 教育長   | <p>先日、ある小学校を訪問した時に、学校事務の職員とも話したが、先生方が遅くまでみえる中で遠慮されているような雰囲気も感じた。提起いただいた問題も働き方改革の中できちんと対応していきたいと思っている。</p>  |
| 太田委員  | <p>雰囲気申請できないのはまずいことだと思うし、サービス残業だとしたら大きな問題であるので、改善してそのような雰囲気がないようにしていただきたい。</p>   |
| 藤埴委員  | <p>学校の先生も県職員も、どこまでが仕事かわからないことが多分にあると思う。遅くまで残っている職員が優秀かというところでもない。</p>  |
| 脇坂委員  | <p>堂々と休暇を取っている職員もいる。休暇を取れる雰囲気は学校長が作ればよい。すぐ一所懸命にやっている職員もいれば、堂々と休暇を取っている職員もおり、その辺は考える必要がある。</p>  |